貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和８年２月)

２月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所在地	営業所名	営業所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局累積違反点数
1	株式会社ケイエムトラスト旅行サービス（法人番号１４３０００２０３７４８３）　代表者森山克美	北海道札幌市東区丘珠町５８３番８４	本社営業所	北海道札幌市東区北丘珠２条２丁目１２番６号	R8.02.18	処分日車数２０日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準３．（６）により文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項	令和７年１１月５日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項）	２	８
2	てんてつバス株式会社（法人番号９４５０００１００８９４７）代表者森島守雄	北海道留萌市船場町１丁目４７番地	留萌営業所	北海道留萌市船場町１丁目４７番地	R8.02.10	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第７条の２第１項　他５件	令和７年１２月２日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。６件の違反が認められた。（１）運送引受書の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第７条の２第１項）、（２）点呼の記録事項義務違反（運輸規則第２４条第５項）、（３）乗務等の記録事項義務違反（運輸規則第２５条第１項、第２項、第４項）、（４）運転者に対する指導監督違反（運輸規則第３８条第１項）、（５）運転者に対する指導監督の記録違反（運輸規則第３８条第１項）、（６）運転者に対する指導監督の記録事項違反（運輸規則第３８条第１項）	０	０
	以下余白									